

令和 2 年度監査結果について

(趣旨)

令和 2 年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の結果について、①経済産業大臣への報告及び②委員会HPへの公表を行うに当たり、事務局案についてご審議いただく。

ご了解の後、速やかに報告及び公表を行うこととしたい。

主なポイント

令和 2 年度監査結果を経済産業大臣へ資料 5－1（電気）及び資料 5－2（ガス）により報告するとともに、資料 5－3 により委員会HPにおいて公表する。

なお、公表に際しては、事業者名を記載せずに指摘事項の概要のみ記載する。

< 監査結果の要旨（概要） >

1. 電気事業

(1) 主な重点監査項目

① 託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等に関する監査

令和 2 年 4 月より、沖縄電力を除き各社とも一般送配電事業及び送電事業を分社化するとともに、行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般送配電事業者及び送電事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止された。これらが適切に実施されているかについて、その遵守状況を確認した。

② 約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定、算定遅延や誤通知等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。再発防止の観点から、再発防止策の実施状況等を確認した。

(2) 監査の結果

5 事業者において 7 件の指摘事項があり、所要の指導を行った。

(3) 指摘事項の状況

(単位：件)

		件数
①	約款の運用等に関する監査	—
②	財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・諸費の計上区分（変電費と送電費）誤り	1
③	部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・誤った部門別収支計算書の公表	1
④	託送供給等収支に関する監査 ＜例＞ ・他社購入電源費の算定誤り ・インバランス収支等における調整力単価の算定誤り	3
⑤	託送供給等に伴う禁止行為に関する監査 ＜例＞ ・広告、宣伝規制の違反	1
⑥	体制整備等に関する監査 ＜例＞ ・情報管理システムの不整備	1
合 計		7

2. ガス事業

(1) 主な重点監査項目

① 財務諸表に関する監査

令和元年度監査において、地方局所管事業者において、内管工事の収益・費用が適正に管理されていないケースがあったことから、令和2年度監査においても、引き続き、内管工事に要した収益・費用が「受注工事勘定」をもって適切に整理しているかを確認した。

② 託送供給収支に関する監査

令和元年度監査において、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、または、単純ミスによる配賦計算誤り等の指摘事項があったことから、令和2年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないかを確認した。

③ 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

円滑なスイッチングを促進するために、実務の標準的な手続きを明確化した「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」が平成31年3月（令和2年1月変更）に策定され、これを踏まえて、平成31年4月以降、準備が整った事業者から託送供給約款の改正を行っている。

これを踏まえ、ガスの適正な取引を確保する観点から、一般ガス導管事業者が託送供給約款及び本マニュアルに則ってスイッチング業務を実施しているかを確認するとともに、導管部門の中立性についても重点的に確認した。

(2) 監査の結果

75事業者において137件の指摘事項があり、所要の指導を行った。

(3) 指摘事項の状況

(単位：件)

		件数
① 約款の運用等に関する監査 ＜例＞ ・様式の未整備		1 (－)
② 財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・勘定科目の誤り ・受注工事費用の計上誤り		35 (－)
③ 部門別収支に関する監査		－
④ 託送供給収支に関する監査 ＜例＞ ・地域別託送収支算定方法の誤り ・超過利潤累積額管理表の記載誤り ・営業外収益、営業外費用の計上金額誤り		101 (7)
⑤ 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査		－
合 計		137 (7)

※ () 内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

経済産業省

20210624 電委第1号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法第114条第3項等の規定に基づく監査結果の報告

電気事業法（昭和39年法律第170号）第114条第2項の規定により委任された同法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第25条の10第2項の規定により委任された同法附則第21条に規定する監査の結果について、電気事業法第114条第3項及び改正法附則第25条の10第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

令和2年度電気事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（22社）に対して実施した令和2年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、電気事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らして電気事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、令和2年度監査においては、主な重点監査項目として、令和2年4月より、沖縄電力を除き各社とも一般送配電事業及び送電事業を分社化するとともに、行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般送配電事業者及び送電事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止されたことにより、これらが適切に実施されているかなど「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等」を重点的に確認した。また、一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定、算定遅延や誤通知等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。再発防止の観点から、再発防止策の実施状況など「約款の運用等」を重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として令和元事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、令和2年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者が実施した。

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又は電気事業法第107条第2項及び改正法附則第25条の3第1項の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所等

においての現地立入監査を実施した。

【一般送配電事業者等】

監 査 実 施 部 局	本 省	北海道	東 北	関 東	中 部	北 陸
被監査事業者数	2 2	—	—	—	—	—
現地立入監査実施箇所数	1 3	—	—	—	—	—
書面監査実施数	1 1	—	—	—	—	—
監 査 実 施 部 局	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
被監査事業者数	—	—	—	—	—	2 2
現地立入監査実施箇所数	—	—	—	—	—	1 3
書面監査実施数	—	—	—	—	—	1 1

※ 現地立入監査実施箇所数と書面監査実施数は、同一事業者について現地立入と書面を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第22条の3及び第23条並びに同法第27条の11の3及び第27条の11の4の規定に基づく情報の目的外利用の禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

電気事業法第23条の4（同法第27条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般送配電事業者等の監査の結果

令和2年度において実施した監査の結果、5事業者において7件の指摘事項があった。これについては、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
	① 約款の運用等に関する監査	—
	② 財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・ 諸費の計上区分（変電費と送電費）誤り	1
	③ 部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・ 誤った部門別収支計算書の公表	1
	④ 託送供給等収支に関する監査 ＜例＞ ・ 他社購入電源費の算定誤り ・ インバランス収支等における調整力単価の算定誤り	3
	⑤ 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査 ＜例＞ ・ 広告、宣伝規制の違反	1
	⑥ 体制整備等に関する監査 ＜例＞ ・ 情報管理システムの不整備	1
合 計		7

関 係 条 文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）〔抜粋〕

（勧告）

第66条の12 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第66条の13 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

（監査）

第105条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第106条

（略）

3 経済産業大臣は、第1項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第107条

（略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

(権限の委任)

第114条 経済産業大臣は、第106条第3項並びに第107条第2項(中略)の規定による権限(電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第105条の規定による権限並びに第106条第3項及び第5項並びに同条第7項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第107条第2項及び第5項並びに同条第7項(卸電力取引所に係るものに限る。)の規定による権限(前項の政令で定める規定に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)[抜粋]

(小売電気事業の登録等に関する経過措置)

附則第2条

(略)

2 前項の規定により新電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし小売電気事業者」という。)は、施行日から起算して1月以内に新電気事業法第2条の3第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第2項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(略)

(監査)

附則第21条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第16条第1項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

附則第25条の2 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(略)

(立入検査)

附則第25条の3 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事

業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

附則第25条の6 委員会は、附則第25条の10第1項又は第2項の規定により委任された附則第21条、第25条の2又は第25条の3第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第25条の7 委員会は、附則第25条の10第1項又は第2項の規定により委任された附則第21条、第25条の2又は第25条の3第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第25条の10 経済産業大臣は、附則第25条の2並びに第25条の3第1項及び第2項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第21条の規定による権限並びに第25条の2並びに第25条の3第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

令和２年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	財務諸表	諸費の計上区分(変電費と送電費)誤り	諸費の下水道事業受益者負担金の納付額を「変電費」に整理すべきところ「送電費」に整理されていた。	変電に係る費用であることから「変電費」に整理すべき。なお、この誤りにより、託送収支・部門別収支について修正を要する。	電気事業会計規則 別表第一
2	託送収支	他社購入電源費(離島供給費用)の算定誤り	離島供給費用における他社購入電源費の算定において、再エネ特措法交付金相当額の算定を誤っていた。なお、平成30年度の計算書においても同様の算定方法となっていることが確認された。	適正な算定方法で整理すべきである。また、諸元の確認を入念に行い算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第12. (1)等
3	託送収支	インバランス収支等における調整力単価の算定誤り	インバランス収支等(インバランス対応相当額取引費用等)における調整力単価の算定において、揚水発電に係る費用の計上漏れ等があった。	適正な算定方法で整理すべきである。また、諸元の確認を入念に行い算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第13. (2)①イ等
4	託送収支	他社購入電源費(離島供給費用)の算定誤り	離島供給費用における他社購入電源費の算定において、再エネ特措法交付金相当額の算定を誤っていた。なお、令和元年度以前の計算書においても同様の算定方法となっていることが確認された。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第12. (1)等
5	部門別収支	誤った部門別収支計算書の公表	省令等に基づく適切な計算が行われていない部門別収支計算書(2018年度)が提出されていたことを、昨年度の監査終了後に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ネットワーク関連費用のうち固定費部分を、規制部門と自由部門に配賦するための比率の算定が誤っていた。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則に基づく適切な計算を改めて行い、提出済みの部門別収支計算書の修正・差し替えを行うべきである。(令和2年9月30日修正再提出済み)	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第4条
6	託送供給に伴う禁止行為	広告、宣伝規制の違反	一般送配電事業者が、グループ内みなし小売電気事業者のパンフレット備付業務を実施しており、その態様からして、一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用した広告宣伝規制と評価されるものである。	当該行為を中止するべきである。	電気事業法施行規則第33条の7第3号
7	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報を管理することができるシステムを構築していなかった。	非公開情報を管理することができるシステムを構築するべきである。	電気事業法施行規則第44条の13第1項第2号ハ

(注) 経済産業大臣への報告に当たっては、所管名及び事業者名を追記して報告する。

経済産業省

20210624電委第1号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第189条第3項等の規定に基づく監査結果の報告

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第189条第2項の規定により委任された同法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号。以下「整備政令」という。）第38条第1項の規定により委任された電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2に規定する監査の結果について、ガス事業法第189条第3項、整備政令第38条第2項及び改正法附則第41条第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

令和2年度ガス事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（235社）に対して実施した令和2年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、ガス事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らしてガス事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、ガス事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、令和2年度監査においては、主な重点監査項目として、令和元年度監査において、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、または単純ミスによる配賦計算誤り等の指摘事項があったことから、昨年度に引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないか「託送供給収支」を重点的に確認した。また、内管工事が適正に管理されていないケースがあったことを踏まえ、昨年度に引き続き、一般ガス導管事業者の内管工事に要した収益・費用が受注工事勘定をもって適切に整理しているか「財務諸表」を重点的に確認した。さらに、円滑なスイッチングを促進するために、実務の標準的な手続きを明確化した「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」が平成31年3月（令和2年1月変更）に策定され、これを踏まえて、平成31年4月以降、準備が整った事業者から託送供給約款の改正を行っている。これを踏まえ、ガスの適正な取引を確保する観点から、一般ガス導管事業者が託送供給約款及び本マニュアルに則ってスイッチング業務を実施しているかなど「託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として令和元事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、令和2年度中に実施したものの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者が実施した。

ガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項の規定により、一般ガス導管事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又はガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施した。

【一般ガス導管事業者等】

監 査 実 施 部 局	本 省	北海道	東 北	関 東	中 部	北 陸
被監査事業者数	24	10	37	90	8	4
現地立入監査実施箇所数	8	4	12	16	8	4
書面監査実施数	20	8	25	74	-	-
監 査 実 施 部 局	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
被監査事業者数	19	14	3	28	1	235
現地立入監査実施箇所数	15	11	2	12	1	93
書面監査実施数	4	3	1	16	-	151

※ 現地立入監査実施箇所数と書面監査実施数は、同一事業者であっても一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者のライセンス毎に実施した数等を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成２９年経済産業省令第２３号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第５４条、第８０条及び第９２条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

５．一般ガス導管事業者等の監査の結果

令和２年度において実施した監査の結果、７５事業者において１３７件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第１７８条第１項及び改正法附則第３７条第１項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第１７９条第１項及び改正法附則第３８条第１項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
	① 約款の運用等に関する監査 ＜例＞ ・様式の未整備	１（－）
	② 財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・勘定科目の誤り ・受注工事費用の計上誤り	３５（－）
	③ 部門別収支に関する監査	－
	④ 託送供給収支に関する監査 ＜例＞ ・地域別託送収支算定方法の誤り ・超過利潤累積額管理表の記載誤り ・営業外収益、営業外費用の計上金額誤り	１０１（７）
	⑤ 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査	－
合 計		１３７（７）

※（）内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

関 係 条 文

○ガス事業法（昭和29年法律第51号）〔抜粋〕

（監査）

第170条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第171条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第172条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

（勧告）

第178条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第179条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

（権限の委任）

第189条

（略）

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第170条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第171条

第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第172条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

（略）

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

（略）

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）〔抜粋〕

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

附則第22条 みなしガス小売事業者（附則第12条第1項第1号及び第2号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第5号旧ガス事業法第6条第2項第3号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第5号新ガス事業法第2条第3項に規定するガス小売事業者をいう。附則第28条第1項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第2項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではない。

（略）

4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第5号旧ガス事業法第7条、第10条、第11条、第13条から第15条まで、第17条第3項から第10項まで、第18条から第20条まで、第26条、第26条の2、第45条の2、第47条の6、第48条、第49条、第50条及び第52条の2第4項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第1項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

附則第33条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する立入検査）

附則第34条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に

立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

附則第37条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第38条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第41条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第33条並びに第34条第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかにその結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号）〔抜粋〕

(権限の委任)

第38条 経済産業大臣は、改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第1項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第22条第1項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(略)

○改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）〔抜粋〕

（監査）

第45条の2 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

令和２年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	託送収支	地域別託送収支算定方法の誤り	地域別に託送収支を算定する際、営業外収益・費用、事業税について「取付メーター数比」により地域別に按分したうえで託送収支計算書を作成していた。	営業外収益・費用、事業税について「取付メーター数比」を配賦基準とすることの合理性はなく、省令どおり、事業税(収入金課税分)は、実際に計算された税額を各地域に計上する必要がある。また、資金運用収益については「料金収入比」、資金調達費用については「固定資産金額比」等の合理的な配賦基準により地域別に配賦する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. 3.
2	託送収支	超過利潤累積額管理表の記載誤り	超過利潤累積額管理表のうち、前期乖離額累積額の金額が誤って記載されていた。	正しい金額を記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (5)
3	託送収支	営業外収益、営業外費用の計上金額誤り	営業外収益のうち、資金運用に計上すべきでない金額が含まれていた。また、その他に計上すべき金額が資金運用に一部含まれていた。 また、本来営業外収益、営業外費用として計上すべきものが計上されていなかった。	省令に基づき適切に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)、(3)、(7)
4	託送収支	資金運用の算定誤り	営業外収益の資金運用の算定において、料金収入比の算定に用いたデータの入力誤りにより配賦比率を誤って算出していた。	適切な配賦比率を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)
5	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、契約最大払出量の誤り等により流量基本料金を誤って算出していた。	託送供給約款に基づき適切に算定するべきである。また、諸元の確認を入念に行い算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
6	託送収支	補償料等収入の算定誤り	過不足ガス量精算料の算定において、託送供給約款に定める算式に基づいて算定されていなかった。	託送供給約款に基づき適切に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (6)
7	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、固定資産除却損に導管費用以外の売上原価が含まれていた。	省令に基づき適切に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
8	託送収支	託送収支計算書の作成誤り	託送収支計算書の作成において、供給販売費に整理する委託作業費及び租税課金に未計上の費用があり、営業費用等の算定に誤りがあった。	費用計上について、誤入力がないか十分に確認して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)
9	約款の運用	様式の未整備	託送供給検討において、検討申込や検討回答の様式を定めていない。	託送供給約款に従い、様式を定めるべきである。	託送供給約款Ⅱ－8. 検討の申込み、9. 託送供給の可否の検討及び通知
10	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	運転資本算定の算定項目、控除項目の算定誤りにより、様式第2(第4条関係)託送資産明細書の記載内容(運転資本、託送資産合計)に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条(託送資産明細書の作成)に基づく様式第2(第4条関係)託送資産明細書の作成に当たって、誤記入がないよう算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
11	託送収支	超過利潤計算書の作成誤り	様式第3(第5条関係)第1表超過利潤計算書が改正前の様式となっていた。	公表様式の誤りが無いよう作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.
12	託送収支	内部留保相当額管理表の作成誤り	内部留保相当額管理表の作成にあたって、還元義務額残高に前期末内部留保相当額の値を代入していた。	内部留保相当額管理表の作成に当たって、誤算定が無いよう作成すべきでる。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.(3)
13	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
14	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
15	財務諸表	勘定科目の誤り	ガスが基ガスメーターを経て最初に貯蔵されるまでにあるガスホルダーが、製造設備ではなく供給設備に計上されていた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則取扱要領第32
16	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
17	財務諸表	勘定科目の誤り	供給販売費/租税課金として整理すべき道路占用料等の公課が供給販売費/賃借料として整理されていた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
18	託送収支	当期欠損累積額、当期乖離額累積額の補正誤り	年度途中で料金改定したために必要となる当期欠損累積額及び当期乖離額累積額の補正において、誤りがあった。	適正に当期欠損累積額及び当期乖離額累積額を補正すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (2)及び(7)
19	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
20	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
21	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。また、製造費に配賦すべき費用が混在していた。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。また、適正な科目で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
22	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
23	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
24	財務諸表	受注工事費用の計上誤り	受注工事に係る気密試験の立ち合いは、全て自社現場担当者が行っているが、受注工事費用への労務費の振替が行われていなかった。	受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条

令和2年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
25	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
26	託送収支	乖離率計算書の作成誤り	実績費用及び実績需要量は、原価算定期間(平成29年から3年)の年数に対応した直近の事業年度(平成29年から3年)の合計とするべきだが、直近の事業年度(1年)のみで作成されていた。	省令に基づき適切に作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)
27	託送収支	超過利潤計算書の作成誤り	超過利潤計算書の作成にあたり、公表様式に誤りがあった。	改正前の様式で作成されているが、改正後の様式で作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
28	託送収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書の作成にあたり、公表様式に誤りがあった。	乖離率計算書の下部に期間を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.
29	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
30	託送収支	供給販売費の機能別原価への配分誤り	供給販売費の機能別原価への配分にあたり、使用する機能別配賦係数が誤っていた。	各費用に応じた適切な配賦係数により配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 第1表
31	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「レンタルリース物件修繕費」を供給販売費/修繕費として整理する等、勘定科目の誤りが多数あった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
32	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
33	財務諸表	勘定科目の誤り	製造費/賃借料として整理すべき「ガスクロマトグラフのリース料」を供給販売費/修繕費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
34	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
35	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額により整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
36	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
37	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「レンタル用ガスストーブの清掃費用」を供給販売費/修繕費で整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
38	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
39	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「レンタルファンヒーターに係る費用(賃借料、委託作業費等)」を供給販売費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
40	託送収支	供給販売費の機能別展開における配賦係数の誤り	法定福利費、厚生福利費については、嘱託職員は対象外になっているが、嘱託職員も含めた総人員比で配賦していた。	適正な配賦係数を使用すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 第1表
41	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「器具販売に係る費用(クレジット手数料)」を、供給販売費/雑費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
42	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
43	財務諸表	受注工事費用の計上誤り	受注工事に係る気密試験の立ち合いは、全て自社現場担当者が行っているが、受注工事費用への労務費の振替が行われていなかった。	受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
44	託送収支	内部留保相当額管理表の作成の誤り	内部留保相当額管理表において、前期・当期中部留保相当額が誤って記載され、還元義務額残高が発生していたにもかかわらず、記載されていなかった。	省令に基づき適切に作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (1) (3)
45	託送収支	供給販売費の機能別項目への配賦誤り	供給販売費の租税課金を全て人員比で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に供給販売費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
46	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
47	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定を誤っていた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
48	財務諸表	勘定科目の誤り	供給販売費で整理すべき「ハンディーターミナルの保守料」を一般管理費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
49	財務諸表	勘定科目の誤り	製造費で整理すべき「ガスクロマトグラフ定期点検」や「LNGサテライト制御用パソコン2台保守契約」に係る費用を供給販売費で整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
50	託送収支	営業外収益、営業外費用の算定誤り	営業外収益、営業外費用として計上するべきものが計上されていなかった。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
51	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、固定資産除却損が控除されていなかった。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
52	財務諸表	勘定科目の誤り	製造費として整理すべき、都市ガス製造に使用しているパソコンリース料を供給販売費で整理していた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
53	託送収支	供給販売費の機能別原価への配分誤り	供給販売費の機能別展開において、修繕費にかかる配賦係数が誤っていた。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 第1表

令和2年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
54	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
55	財務諸表	勘定科目の誤り	供給販売費として整理すべき「ガス料金収納事務」委託作業費について、一般管理費として整理していた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
56	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	託送資産明細書の作成にあたり、運転資本の金額を誤って作成していた。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
57	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「警報器の撤去・取付費用」を供給販売費/雑費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
58	財務諸表	勘定科目の誤り	供給販売費/委託作業費で整理すべき「ハンディーターミナル(ハードウェア)年間保守契約料」を一般管理費/雑費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
59	財務諸表	勘定科目の誤り	製造費として整理すべき「付臭ポンプ分解整備」に係る費用が、供給販売費及び一般管理費で整理されていた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
60	託送収支	一定水準額の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則において、一定水準額の算定方法については、每期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこととされているところ、理由なく変更していた。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (3)
61	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
62	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
63	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
64	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
65	託送収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の建設仮勘定を算定する際、建設仮勘定の期末の金額があるにもかかわらず、0円としていた。	託送資産明細表の建設仮勘定を算定する際には、期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 託送資産の算定方法 2.
66	託送収支	超過利潤計算書の誤計算	超過利潤計算書の調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零を下回る場合、零とすることと定められているが、誤ってマイナスの実数を計上していた。	調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零を下回っているため、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.(3)
67	託送収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の繰延資産を算定する際、繰延税金資産を誤って計上していた。	託送資産明細表の繰延資産を算定する際には、期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 託送資産の算定方法 2.
68	託送収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の託送資産を算定する際、託送資産以外に直課して整理した資産を、誤って託送資産に計上していた。	託送資産明細表の託送資産を算定する際、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきであり、託送資産以外に直課したものは、除外すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 託送資産の算定方法 1.
69	託送収支	託送供給収支の営業費用(一般管理費)算定方法の誤り	託送供給収支の営業費用(一般管理費)を算定するにあたり、事業税を除いて算定しなければいけないところ、事業税を含めて展開してしまっていた。	託送供給収支の営業費用(一般管理費)を算定する際には、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)
70	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、旧一般ガスみなしガス小売事業者、ガス製造事業者ではないが、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
71	託送収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の設備勘定(有形)及び無形固定資産を算定する際、誤って確定前の財務諸表の数値を使用して計上していた。	託送資産明細表の設備勘定(有形)及び無形固定資産を算定する際には、期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 託送資産の算定方法 2.
72	託送収支	事業税の算定誤り	地方税法の定めにより算出した収入課税(＝一般ガス導管事業分)の金額を計上すべきところ、誤った算定方法(「ガス製造事業者」又は「小売経過措置料金規制対象事業者」が採用すべき算定方法)による金額を計上していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
73	財務諸表	特別利益の算定誤り	貸倒引当金戻入285千円を特別利益として計上すべきところ、未計上であった。	財務諸表様式第7より貸倒引当金戻入285千円と思われ、特別利益として整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条、第13条
74	託送収支	託送供給関連収益の算定誤り	誤った数値(税引後の託送供給関連部門当期純利益を記載)を用いて前期超過利潤繰積額を計上していた。	本記載欄は、税引前託送供給関連部門当期純利益を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (1)
75	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、旧一般ガスみなしガス小売事業者、ガス製造事業者ではないが、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
76	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書の運転資本金額の整理において、退職給付引当金の純増額ではない部分を含めて機能別に配賦し、営業費等を算定している。	退職給付引当金についてはその純増額を控除すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
77	財務諸表	営業費明細表の算定誤り	事業別売上高の誤った数値を用いて営業費振替処理を行ったことから営業費明細表が適正に作成されていない。また、これにより損益計算書も適正に作成されていない。	事業別売上高の適正な数値を用いて営業費振替処理を行い営業費明細表を適正に作成すべきである。	ガス事業会計規則第2条第4項第4号

令和２年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
78	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の労務費（厚生福利費及び退職手当を除く。）整理において、前年度にも同様の誤りが生じていたにも係わらず、算定の根拠となるデータの十分なチェック体制が取られておらず、不適正な営業費振替処理で算定された営業費明細表の数値を用いていることから、機能別原価項目に整理し算定された供給販売費の託送費用に誤りがある。 これに伴い、一般管理費の整理に於いて、配賦に用いる機能別原価項目金額比が一部誤った供給販売費を用いて算定されていることから、一般管理費の託送費用が誤っている。 また、その他の営業外収益、その他の営業外費用及び特別損失の整理においても、供給販売費及び一般管理費の機能別原価項目金額比を用いて算定しているが、算定の根拠となった供給販売費の託送費用に誤りがあることから不適正な機能別原価項目金額比により算定されている。	前年度に誤りが生じていた算定の根拠となるデータについては、十分なチェック体制を確保し、前年度と同様の誤りは生じないようにすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2(1)及び(2)①
79	託送収支	事業税の算定誤り	一般管理費の事業税の整理において、ガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）を兼ねる事業者ではないにも係らず、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって事業税を配賦することは不適正であり、規則改正への対応が十分に検討できていない。	一般管理費の事業税など、規則改正により整理方法に変更があった場合には、規則改正への対応を十分に検討すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2(4)
80	託送収支	その他の営業外収益、特別損失の算定誤り	その他の営業外収益の整理において、賃貸物件スイッチングに伴う供給設備等の他社への売却益など附帯事業のLPガス事業における営業外収益を含めて整理した機能別原価項目金額比を算定に用いているため、その他の営業外収益に誤りがある。また、特別損失も誤った機能別原価項目金額比を用いて算定しているため、誤りがある。	賃貸物件スイッチングに伴う供給設備等の他社への売却益など附帯事業のLPガス事業における営業外収益を含めて整理しているが、附帯事業に係る収益は除いて整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3(3)
81	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の固定資産除却費の整理において、託送費用として特定できるものを含めて固定資産金額比を用いて配賦している。	供給販売費の固定資産除却費の整理において、固定資産金額比を用いて配賦しているが、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2(1)及び(2)①
82	託送収支	事業税の算定誤り	課税標準となる収入金額に附帯事業の太陽光売電収入を含んで算定した申告事業税を、事業税と整理している。	課税標準となる収入金額に附帯事業の太陽光売電収入を含んで算定した申告事業税を、事業税と整理しているが、附帯事業相当分の事業税は除くべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2(4)
83	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の整理において、過去に発生した埋設廃棄物の処分及び埋め戻し費用を、一般管理人員比を用いて、全てのコストプールに配賦し、その後、コストプール毎に機能別原価項目に展開し、コストプール毎の託送費用を算定しているため、一般管理費の託送費用が適正に算定されていない。	設定しているコストプール毎の業務内容に区分できない費用は、その他業務内容が明らかでない「一般管理」項目に直接区分すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2(2)②
84	託送収支	その他の営業外収益の算定誤り	その他の営業外収益の整理において、直接配賦できる貸倒引当金戻入額を含めて機能別原価項目金額比により整理している。	直接配賦できるものについては発生の主たる要因に応じて直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3(3)
85	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の整理において、事業税を含む租税課金を、土地を含んだ固定資産帳簿価額比を用いて算定していることから一般管理費に誤りがある。附帯事業の固定資産帳簿価額については、毎年度、土地を除いているところ、当年度においては、土地を含んだ固定資産帳簿価額を用いて固定資産帳簿価額比を算定しており、適正に算定されていない。	固定資産帳簿価額比の算定は、適正な土地を除いた固定資産帳簿価額を用いて計算すべきである。また、租税課金の算定は、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2(2)②
86	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の整理において、算定に用いる一般管理費に誤りがあること、また、ガス事業に係る費用に事業税が含まれていることから自社託送収益が適正に算定されていない。	ガス事業に係る費用から事業税を除き正しく算定された一般管理費を用いて自社託送収益を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1(2)
87	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の整理において、ガス事業託送供給収支計算規則改正前の算定方法を用いて事業税を算定していることから事業税が適正に算定されていない。	規則改正後の算定方法を用いて事業税を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2(4)
88	託送収支	資金運用の算定誤り	資金運用に係る営業外収益の整理において、人員比及び料金収入比を用いて二重に整理している。	資金運用に係る営業外収益の整理は、規則に従い料金収入比で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3(1)
89	託送収支	雑収入の算定誤り	雑収入の整理において、一般管理費を含まない不適正な機能別原価項目金額比を用いて算定しているため雑収入が適正に算定されていない。また、賃貸借等の事業報酬算定の基礎となった資産から生じたものではない収益を雑収入としている。	雑収入の整理は、一般管理費を含めた機能別原価項目金額比を用いて適正に算定すべきである。また、賃貸借等の事業報酬算定の基礎となった資産から生じたものではない収益はその他の営業外収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3(2)
90	託送収支	特別損失の算定誤り	特別損失の整理において、届出なく規則に拠らない固定資産金額比を用いて算定している。	特別損失の整理は、規則に基づき発生の主たる要因によって直接配賦し、これにより難しい場合にあっては機能別原価項目の金額比を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3(8)
91	財務諸表	建設仮勘定の費用の算出誤り	令和元年度の本支管工事の中にガス事業法で要求されている保安（概略設計、工程管理、竣工検査等の工事の監督に関わるもの）に係る社員の労務費振替を行っていないものがあった。	建設仮勘定に係る費用は適切に算出すべきである。	ガス事業会計規則第5条
92	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法（課税対象となる収入に対する託送収益の比）によって算定する誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
93	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法（課税対象となる収入に対する託送収益の比）によって算定する誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
94	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法（課税対象となる収入に対する託送収益の比）によって算定する誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)

令和2年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
95	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
96	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
97	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
98	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
99	託送収支	託送収益の算定誤り	その他託送供給関連収益の算定において、自社需要家に係る社内取引分以外の値を含めて算定していた。	省令に基づき、正しく算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
100	託送収支	託送費用の算定誤り	ガス事業にかかる費用の整理において、ガス事業以外の費用が含まれていた。	省令に基づき、正しく算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
101	託送収支	実績費用の算定誤り	実績費用の算出にあたり、平成29年度の「その他調整額のうち法人税等補正額」の計上がもれていた。	省令に基づき正しく計上する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (3)
102	託送収支	営業外収益(雑収入)、(その他)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われなかったものが雑収入に計上されていた。また、(その他)への算入もれがあった。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われていないものは「資金運用」もしくは「その他」に適正に整理する必要がある。また、省令に基づき正しく算入する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
103	託送収支	営業外費用(雑支出等)、(その他)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上されていた。また、(その他)への算入もれがあった。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかったものは「資金調達」もしくは「その他」に適正に整理する必要がある。また、省令に基づき正しく算入する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)
104	託送収支	実績費用の算定誤り	実績費用の算定において、直近事業年度1年度分で算定していた。	実績費用は、原価算定期間等の年数に対応した直近3事業年度の合計とする必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)
105	託送収支	実績費用の算定誤り	実績費用の算定において、直近事業年度1年度分で算定していた。	実績費用は、原価算定期間等の年数に対応した直近3事業年度の合計とする必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)
106	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われなかったものが雑収入に計上されていた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われていないものは「資金運用」もしくは「その他」として整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
107	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上されていた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていないものは「資金調達」もしくは「その他」に整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)
108	託送収支	供給販売費の計上誤り	供給販売費(修繕費)について、地域別に直接配賦するにあたり、誤った地域に配賦していた。	正しく配賦する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
109	財務諸表	勘定科目の分類誤り	事業者間精算費を当期製品仕入高として分類していた。	省令に基づき正しく分類する必要がある。	ガス事業会計規則 別表第1
110	財務諸表	受注工事勘定の整理誤り	内管工事に係る収益を「その他附帯事業売上」として整理していた。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事にかかる損益は適切に受注工事勘定に振り替える必要がある。	ガス事業会計規則 第11条
111	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費、消耗品費について、内管工事に関係がない給湯器取付工事や水道工事の費用が含まれていた。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。また、内管工事以外は、その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
112	託送収支	託送資産(建設仮勘定)の計上誤り	供用開始しなかった託送資産の一部を建設仮勘定に計上していなかった。	建設仮勘定に適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2
113	財務諸表	勘定科目の整理誤り	ソフトウェアの保守関係において費用の整理誤りがあった。	供給販売費／賃借料、委託作業費として整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
114	託送収支	事業税の算定誤り	事業税について、ガス事業売上金額の1.3%を計上していた。	ガス事業収入の9/1000を事業税、事業税の432/1000を地方税として算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
115	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。また、受注工事費用勘定に計上すべきである。	ガス事業会計規則第11条
116	財務諸表	勘定科目の整理誤り	ガス事業以外の事業(附帯事業)に係る費用を供給販売費／賃借料、委託作業費として整理していた。	ガス事業以外の事業(附帯事業)は供給販売費として整理すべきではない。	ガス事業会計規則第12条、第13条
117	託送収支	補償料収入の未計上	契約最大払出ガス量の超過があったにもかかわらず、小売供給約款上免責事項に該当し補償料を取らなかったため、補償料収入を計上していなかった。	託送供給約款には免責事項はないので、補償料収入を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (6)
118	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、一部を受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。	ガス事業会計規則第11条
119	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	設備勘定(有形)のガスホルダー及び供給販売設備の直課不能分の算定を誤っていた。	固定資産台帳との突合確認を行い、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
120	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、一部を受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。	ガス事業会計規則第11条

令和２年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
121	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。また、受注工事費用勘定に計上すべきである。	ガス事業会計規則第11条
122	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定における固定資産除却損について、固定資産除却費用の中に撤去費用が含まれていたにもかかわらず控除していなかった。また、減価償却費について、直課分が含まれているにもかかわらず、全額「帳簿価額比」にて配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産除却損及び減価償却費を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
123	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、一部を受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。	ガス事業会計規則第11条
124	託送収支	営業外収益の計上誤り	雑収入及びその他への計上額を誤っていた。	適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3
125	託送収支	託送費用の算定誤り	ガスメーター等の直課すべき経費が、人員比で配賦されていた。	消耗品費(ガスメーター)、通信費(郵送料)、委託作業費(集金検針手数料)、租税課金(料金印紙税、自動車税)、需要開発費(ガス展費用)は直課配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1)
126	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、一部を受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。	ガス事業会計規則第11条
127	託送収支	供給販売費(保険料)の配賦誤り	主に製造設備を対象とした火災保険について、共通経費に計上し有形固定資産(取得価額)比で供給販売費に配賦していた。	火災保険対象資産額比にて直課配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1)
128	託送収支	想定原価と実績費用との乖離額の未記載	想定原価と実績費用との乖離額が記載されていなかった。	託送供給収支計算規則に基づき想定原価と実績費用との乖離額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
129	託送収支	機能別配賦係数の算定誤り	託送収支計算書用業務別人数比(社員比)を誤った比率にて算定していた。	実態どおり業務別人数比(社員比)を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
130	財務諸表	勘定科目の分類誤り	一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものに限られるが、利益に関連する金額を課税標準とするものを含めていた。(但し、託送収支計算書の一般管理費の事業税については、収入金額を課税標準とする金額のみが適正に計上されている。)	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る)は一般管理費の租税課金に計上すべきである。また、利益に関連する金額を課税標準とするものは損益計算書の法人税等に整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第一
131	財務諸表	勘定科目の分類誤り	一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものに限られるが、利益に関連する金額を課税標準とするものを含めていた。(結果として託送収支計算書の一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものに限られるが、利益に関連する金額を課税標準とするものも含まれていた。)	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る)は一般管理費の租税課金に計上すべきであり、利益に関連する金額を課税標準とするものは損益計算書の法人税等に整理すべきである。また、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第一 ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
132	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、配賦する際に、配賦の根拠となる固定資産金額を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
133	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、配賦する際に、配賦の根拠となる総人員比、固定資産金額比の算定を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
134	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものを計上すべきところ、収入割に係る地方法人特別税額を加算していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第一 ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
135	財務諸表	勘定科目の分類誤り	収入金額を課税標準とする事業税は、一般管理費に整理すべきところ、損益計算書の法人税等に計上されている。(損益計算書の法人税等に計上する事業税は利益に関連する金額を課税標準とするものに限る。)	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る)は一般管理費の租税課金に計上すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第一
136	財務諸表	勘定科目の分類誤り	附帯事業費用に計上すべき小売り電気取り次ぎ費用を供給販売費に計上していた。	ガス事業会計規則に基づき、供給販売費は、ガスの供給販売に直接又は間接に要した費用のみを計上し、ガスの供給販売に要しない費用については附帯事業費用で整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第一、第12条
137	財務諸表	勘定科目の分類誤り	下水道工事移設補償金を修繕工事費と相殺し、修繕費に計上しており、移設補償金を区分して、営業外収益に整理していない。	ガス事業会計規則に基づき、通常取引以外の取引によって発生した収益のため、営業外収益に整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第一

(注) 経済産業大臣への報告に当たっては、所管名及び事業者名を追記して報告する。

News Release



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令和 3 年 ● 月 ● 日
電力・ガス取引監視等委員会

令和2年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の概要について公表します

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、令和2年度に実施した電気事業者及びガス事業者に対する監査の結果について取りまとめを行いましたので、その概要について公表いたします。

1. 概要

電気事業法及びガス事業法に基づく監査は、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に委任されているところです。

令和2年度における監査は、電気事業者(22社)及びガス事業者(235社)に対して実施し、本日、監査の結果について取りまとめを行いましたので、当該結果の概要を公表するものです。

2. 添付資料

- ・(別添1)令和2年度電気事業監査の結果について
- ・(別添2)令和2年度ガス事業監査の結果について

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
統括ネットワーク事業管理官 伊藤
電 話:03-3501-1552(直通)

令和2年度電気事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（22社）に対して実施した令和2年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、電気事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らして電気事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、令和2年度監査においては、主な重点監査項目として、令和2年4月より、沖縄電力を除き各社とも一般送配電事業及び送電事業を分社化するとともに、行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般送配電事業者及び送電事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止されたことにより、これらが適切に実施されているかなど「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等」を重点的に確認した。また、一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定、算定遅延や誤通知等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。再発防止の観点から、再発防止策の実施状況など「約款の運用等」を重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として令和元事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、令和2年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者が実施した。

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又は電気事業法第107条第2項及び改正法附則第25条の3第1項の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所等

においての現地立入監査を実施した。

【一般送配電事業者等】

監 査 実 施 部 局	本 省	北海道	東 北	関 東	中 部	北 陸
被監査事業者数	2 2	—	—	—	—	—
現地立入監査実施箇所数	1 3	—	—	—	—	—
書面監査実施数	1 1	—	—	—	—	—
監 査 実 施 部 局	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
被監査事業者数	—	—	—	—	—	2 2
現地立入監査実施箇所数	—	—	—	—	—	1 3
書面監査実施数	—	—	—	—	—	1 1

※ 現地立入監査実施箇所数と書面監査実施数は、同一事業者について現地立入と書面を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第22条の3及び第23条並びに同法第27条の11の3及び第27条の11の4の規定に基づく情報の目的外利用の禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

電気事業法第23条の4（同法第27条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般送配電事業者等の監査の結果

令和2年度において実施した監査の結果、5事業者において7件の指摘事項があった。これについては、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
	① 約款の運用等に関する監査	—
	② 財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・ 諸費の計上区分（変電費と送電費）誤り	1
	③ 部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・ 誤った部門別収支計算書の公表	1
	④ 託送供給等収支に関する監査 ＜例＞ ・ 他社購入電源費の算定誤り ・ インバランス収支等における調整力単価の算定誤り	3
	⑤ 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査 ＜例＞ ・ 広告、宣伝規制の違反	1
	⑥ 体制整備等に関する監査 ＜例＞ ・ 情報管理システムの不整備	1
合 計		7

関 係 条 文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）〔抜粋〕

（勧告）

第66条の12 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第66条の13 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

（監査）

第105条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第106条

（略）

3 経済産業大臣は、第1項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第107条

（略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

(権限の委任)

第114条 経済産業大臣は、第106条第3項並びに第107条第2項(中略)の規定による権限(電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第105条の規定による権限並びに第106条第3項及び第5項並びに同条第7項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第107条第2項及び第5項並びに同条第7項(卸電力取引所に係るものに限る。)の規定による権限(前項の政令で定める規定に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)[抜粋]

(小売電気事業の登録等に関する経過措置)

附則第2条

(略)

2 前項の規定により新電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし小売電気事業者」という。)は、施行日から起算して1月以内に新電気事業法第2条の3第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第2項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(略)

(監査)

附則第21条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第16条第1項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

附則第25条の2 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(略)

(立入検査)

附則第25条の3 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事

業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

附則第25条の6 委員会は、附則第25条の10第1項又は第2項の規定により委任された附則第21条、第25条の2又は第25条の3第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第25条の7 委員会は、附則第25条の10第1項又は第2項の規定により委任された附則第21条、第25条の2又は第25条の3第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第25条の10 経済産業大臣は、附則第25条の2並びに第25条の3第1項及び第2項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第21条の規定による権限並びに第25条の2並びに第25条の3第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

令和２年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	財務諸表	諸費の計上区分(変電費と送電費)誤り	諸費の下水道事業受益者負担金の納付額を「変電費」に整理すべきところ「送電費」に整理されていた。	変電に係る費用であることから「変電費」に整理すべき。なお、この誤りにより、託送収支・部門別収支について修正を要する。	電気事業会計規則 別表第一
2	託送収支	他社購入電源費(離島供給費用)の算定誤り	離島供給費用における他社購入電源費の算定において、再エネ特措法交付金相当額の算定を誤っていた。 なお、平成30年度の計算書においても同様の算定方法となっていることが確認された。	適正な算定方法で整理すべきである。また、諸元の確認を入念に行い算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第12.(1)等
3	託送収支	インバランス収支等における調整力単価の算定誤り	インバランス収支等(インバランス対応相当額取引費用等)における調整力単価の算定において、揚水発電に係る費用の計上漏れ等があった。	適正な算定方法で整理すべきである。また、諸元の確認を入念に行い算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第13.(2)①イ等
4	託送収支	他社購入電源費(離島供給費用)の算定誤り	離島供給費用における他社購入電源費の算定において、再エネ特措法交付金相当額の算定を誤っていた。 なお、令和元年度以前の計算書においても同様の算定方法となっていることが確認された。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第12.(1)等
5	部門別収支	誤った部門別収支計算書の公表	省令等に基づく適切な計算が行われていない部門別収支計算書(2018年度)が提出されていたことを、昨年度の監査終了後に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ネットワーク関連費用のうち固定費部分を、規制部門と自由部門に配賦するための比率の算定が誤っていた。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則に基づく適切な計算を改めて行い、提出済みの部門別収支計算書の修正・差し替えを行うべきである。(令和2年9月30日修正再提出済み)	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第4条
6	託送供給に伴う禁止行為	広告、宣伝規制の違反	一般送配電事業者が、グループ内みなし小売電気事業者のパンフレット備付業務を実施しており、その態様からして、一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用した広告宣伝規制と評価されるものである。	当該行為を中止するべきである。	電気事業法施行規則第33条の7第3号
7	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報を管理することができるシステムを構築していなかった。	非公開情報を管理することができるシステムを構築するべきである。	電気事業法施行規則第44条の13第1項第2号ハ

令和 2 年度ガス事業監査の結果について (案)

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第 170 条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第 22 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という。)第 45 条の 2 の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者(以下「一般ガス導管事業者等」という。)(235 社)に対して実施した令和 2 年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、ガス事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らしてガス事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、ガス事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、令和 2 年度監査においては、主な重点監査項目として、令和元年度監査において、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、または単純ミスによる配賦計算誤り等の指摘事項があったことから、昨年度に引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないか「託送供給収支」を重点的に確認した。また、内管工事が適正に管理されていないケースがあったことを踏まえ、昨年度に引き続き、一般ガス導管事業者の内管工事に要した収益・費用が受注工事勘定をもって適切に整理しているか「財務諸表」を重点的に確認した。さらに、円滑なスイッチングを促進するために、実務の標準的な手続きを明確化した「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」が平成 31 年 3 月(令和 2 年 1 月変更)に策定され、これを踏まえて、平成 31 年 4 月以降、準備が整った事業者から託送供給約款の改正を行っている。これを踏まえ、ガスの適正な取引を確保する観点から、一般ガス導管事業者が託送供給約款及び本マニュアルに則ってスイッチング業務を実施しているかなど「託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として令和元事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、令和 2 年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者が実施した。

ガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項の規定により、一般ガス導管事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又はガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施した。

【一般ガス導管事業者等】

監 査 実 施 部 局	本 省	北海道	東 北	関 東	中 部	北 陸
被監査事業者数	24	10	37	90	8	4
現地立入監査実施箇所数	8	4	12	16	8	4
書面監査実施数	20	8	25	74	-	-
監 査 実 施 部 局	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
被監査事業者数	19	14	3	28	1	235
現地立入監査実施箇所数	15	11	2	12	1	93
書面監査実施数	4	3	1	16	-	151

※ 現地立入監査実施箇所数と書面監査実施数は、同一事業者であっても一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者のライセンス毎に実施した数等を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成２９年経済産業省令第２３号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第５４条、第８０条及び第９２条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

５．一般ガス導管事業者等の監査の結果

令和２年度において実施した監査の結果、７５事業者において１３７件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第１７８条第１項及び改正法附則第３７条第１項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第１７９条第１項及び改正法附則第３８条第１項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
	① 約款の運用等に関する監査 ＜例＞ ・様式の未整備	１（－）
	② 財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・勘定科目の誤り ・受注工事費用の計上誤り	３５（－）
	③ 部門別収支に関する監査	－
	④ 託送供給収支に関する監査 ＜例＞ ・地域別託送収支算定方法の誤り ・超過利潤累積額管理表の記載誤り ・営業外収益、営業外費用の計上金額誤り	１０１（７）
	⑤ 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査	－
合 計		１３７（７）

※（）内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

関 係 条 文

○ガス事業法（昭和29年法律第51号）〔抜粋〕

（監査）

第170条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第171条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第172条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

（勧告）

第178条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第179条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

（権限の委任）

第189条

（略）

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第170条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第171条

第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第172条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

（略）

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

（略）

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）〔抜粋〕

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

附則第22条 みなしガス小売事業者（附則第12条第1項第1号及び第2号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第5号旧ガス事業法第6条第2項第3号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第5号新ガス事業法第2条第3項に規定するガス小売事業者をいう。附則第28条第1項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第2項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではない。

（略）

4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第5号旧ガス事業法第7条、第10条、第11条、第13条から第15条まで、第17条第3項から第10項まで、第18条から第20条まで、第26条、第26条の2、第45条の2、第47条の6、第48条、第49条、第50条及び第52条の2第4項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第1項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

附則第33条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する立入検査）

附則第34条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に

立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

附則第37条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第38条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第41条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第33条並びに第34条第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかにその結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号）〔抜粋〕

(権限の委任)

第38条 経済産業大臣は、改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第1項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第22条第1項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(略)

○改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）〔抜粋〕

（監査）

第45条の2 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

令和２年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	託送収支	地域別託送収支算定方法の誤り	地域別に託送収支を算定する際、営業外収益・費用、事業税について「取付メーター数比」により地域別に按分したうえで託送収支計算書を作成していた。	営業外収益・費用、事業税について「取付メーター数比」を配賦基準とすることの合理性はなく、省令どおり、事業税(収入金課税分)は、実際に計算された税額を各地域に計上する必要がある。また、資金運用収益については「料金収入比」、資金調達費用については「固定資産金額比」等の合理的な配賦基準により地域別に配賦する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. 3.
2	託送収支	超過利潤累積額管理表の記載誤り	超過利潤累積額管理表のうち、前期乖離額累積額の金額が誤って記載されていた。	正しい金額を記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (5)
3	託送収支	営業外収益、営業外費用の計上金額誤り	営業外収益のうち、資金運用に計上すべきでない金額が含まれていた。また、その他に計上すべき金額が資金運用に一部含まれていた。また、本来営業外収益、営業外費用として計上すべきものが計上されていなかった。	省令に基づき適切に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)、(3)、(7)
4	託送収支	資金運用の算定誤り	営業外収益の資金運用の算定において、料金収入比の算定に用いたデータの入力誤りにより配賦比率を誤って算出していた。	適切な配賦比率を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)
5	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、契約最大払出量の誤り等により流量基本料金を誤って算出していた。	託送供給約款に基づき適切に算定するべきである。また、諸元の確認を入念に行い算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
6	託送収支	補償料等収入の算定誤り	過不足ガス量精算料の算定において、託送供給約款に定める算式に基づいて算定されていなかった。	託送供給約款に基づき適切に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (6)
7	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、固定資産除却損に導管費用以外の売上原価が含まれていた。	省令に基づき適切に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
8	託送収支	託送収支計算書の作成誤り	託送収支計算書の作成において、供給販売費に整理する委託作業費及び租税課金に未計上の費用があり、営業費用等の算定に誤りがあった。	費用計上について、誤入力がないか十分に確認して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)
9	約款の運用	様式の未整備	託送供給検討において、検討申込や検討回答の様式を定めていない。	託送供給約款に従い、様式を定めるべきである。	託送供給約款Ⅱ－8. 検討の申込み、9. 託送供給の可否の検討及び通知
10	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	運転資本算定の算定項目、控除項目の算定誤りにより、様式第2(第4条関係)託送資産明細書の記載内容(運転資本、託送資産合計)に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条(託送資産明細書の作成)に基づく様式第2(第4条関係)託送資産明細書の作成に当たって、誤記入がないよう算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
11	託送収支	超過利潤計算書の作成誤り	様式第3(第5条関係)第1表超過利潤計算書が改正前の様式となっていた。	公表様式の誤りが無いよう作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.
12	託送収支	内部留保相当額管理表の作成誤り	内部留保相当額管理表の作成にあたって、還元義務額残高に前期末内部留保相当額の値を代入していた。	内部留保相当額管理表の作成に当たって、誤算定が無いよう作成すべきでる。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (3)
13	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
14	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
15	財務諸表	勘定科目の誤り	ガスが基ガスメーターを経て最初に貯蔵されるまでにあるガスホルダーが、製造設備ではなく供給設備に計上されていた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則取扱要領第32
16	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
17	財務諸表	勘定科目の誤り	供給販売費/租税課金として整理すべき道路占用料等の公課が供給販売費/賃借料として整理されていた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
18	託送収支	当期欠損累積額、当期乖離額累積額の補正誤り	年度途中で料金改定したために必要となる当期欠損累積額及び当期乖離額累積額の補正において、誤りがあった。	適正に当期欠損累積額及び当期乖離額累積額を補正すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (2)及び(7)
19	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
20	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
21	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。また、製造費に配賦すべき費用が混在していた。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。また、適正な科目で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
22	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
23	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
24	財務諸表	受注工事費用の計上誤り	受注工事に係る気密試験の立ち合いは、全て自社現場担当者が行っているが、受注工事費用への労務費の振替が行われていなかった。	受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
25	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
26	託送収支	乖離率計算書の作成誤り	実績費用及び実績需要量は、原価算定期間(平成29年から3年)の年数に対応した直近の事業年度(平成29年から3年)の合計とするべきだが、直近の事業年度(1年)のみで作成されていた。	省令に基づき適切に作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)
27	託送収支	超過利潤計算書の作成誤り	超過利潤計算書の作成にあたり、公表様式に誤りがあった。	改正前の様式で作成されているが、改正後の様式で作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
28	託送収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書の作成にあたり、公表様式に誤りがあった。	乖離率計算書の下部に期間を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.

令和２年度ガス事業監査結果

N o .	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
29	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
30	託送収支	供給販売費の機能別原価への配分誤り	供給販売費の機能別原価への配分にあたり、使用する機能別配賦係数が誤っていた。	各費用に応じた適切な配賦係数により配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 第1表
31	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「レンタルリース物件修繕費」を供給販売費/修繕費として整理する等、勘定科目の誤りが多数あった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
32	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
33	財務諸表	勘定科目の誤り	製造費/賃借料として整理すべき「ガスクロマトグラフのリース料」を供給販売費/修繕費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
34	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
35	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額により整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
36	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
37	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「レンタル用ガスストーブの清掃費用」を供給販売費/修繕費で整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
38	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
39	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「レンタルファンヒーターに係る費用(賃借料、委託作業費等)」を供給販売費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
40	託送収支	供給販売費の機能別展開における配賦係数の誤り	法定福利費、厚生福利費については、嘱託職員は対象外になっているが、嘱託職員も含めた総人員比で配賦していた。	適正な配賦係数を使用すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 第1表
41	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「器具販売に係る費用(クレジット手数料)」を、供給販売費/雑費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
42	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
43	財務諸表	受注工事費用の計上誤り	受注工事に係る気密試験の立ち合いは、全て自社現場担当者が行っているが、受注工事費用への労務費の振替が行われていなかった。	受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
44	託送収支	内部留保相当額管理表の作成の誤り	内部留保相当額管理表において、前期・当期内部留保相当額が誤って記載され、還元義務額残高が発生していたにもかかわらず、記載されていなかった。	省令に基づき適切に作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (1) (3)
45	託送収支	供給販売費の機能別項目への配賦誤り	供給販売費の租税課金を全て人員比で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に供給販売費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
46	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
47	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定を誤っていた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
48	財務諸表	勘定科目の誤り	供給販売費で整理すべき「ハンディーターミナルの保守料」を一般管理費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
49	財務諸表	勘定科目の誤り	製造費で整理すべき「ガスクロマトグラフ定期点検」や「LNGサテライト制御用パソコン2台保守契約」に係る費用を供給販売費で整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
50	託送収支	営業外収益、営業外費用の算定誤り	営業外収益、営業外費用として計上するべきものが計上されていなかった。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
51	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、固定資産除却損が控除されていなかった。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
52	財務諸表	勘定科目の誤り	製造費として整理すべき、都市ガス製造に使用しているパソコンリース料を供給販売費で整理していた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
53	託送収支	供給販売費の機能別原価への配分誤り	供給販売費の機能別展開において、修繕費にかかる配賦係数が誤っていた。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 第1表
54	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
55	財務諸表	勘定科目の誤り	供給販売費として整理すべき「ガス料金収納事務」委託作業費について、一般管理費として整理していた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
56	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	託送資産明細書の作成にあたり、運転資本の金額を誤って作成していた。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
57	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「警報器の撤去・取付費用」を供給販売費/雑費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
58	財務諸表	勘定科目の誤り	供給販売費/委託作業費で整理すべき「ハンディーターミナル(ハードウェア)年間保守契約料」を一般管理費/雑費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
59	財務諸表	勘定科目の誤り	製造費として整理すべき「付臭ポンプ分解整備」に係る費用が、供給販売費及び一般管理費で整理されていた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
60	託送収支	一定水準額の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則において、一定水準額の算定方法については、每期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこととされているところ、理由なく変更していた。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (3)
61	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
62	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
63	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
64	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)

令和２年度ガス事業監査結果

N o .	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
65	託送収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の建設仮勘定を算定する際、建設仮勘定の期末の金額があるにもかかわらず、0円としていた。	託送資産明細表の建設仮勘定を算定する際には、期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 託送資産の算定方法 2.
66	託送収支	超過利潤計算書の誤計算	超過利潤計算書の調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零を下回る場合、零とすることと定められているが、誤ってマイナスの実数を計上していた。	調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零を下回っているため、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.(3)
67	託送収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の繰延資産を算定する際、繰延税金資産を誤って計上していた。	託送資産明細表の繰延資産を算定する際には、期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 託送資産の算定方法 2.
68	託送収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の託送資産を算定する際、託送資産以外に直課して整理した資産を、誤って託送資産に計上していた。	託送資産明細表の託送資産を算定する際、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきであり、託送資産以外に直課したものは、除外すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 託送資産の算定方法 1.
69	託送収支	託送供給収支の営業費用（一般管理費）算定方法の誤り	託送供給収支の営業費用（一般管理費）を算定するにあたり、事業税を除いて算定しなければいけないところ、事業税を含めて展開してしまっていた。	託送供給収支の営業費用（一般管理費）を算定する際には、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)
70	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、旧一般ガスみなしガス小売事業者、ガス製造事業者ではないが、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
71	託送収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の設備勘定(有形)及び無形固定資産を算定する際、誤って確定前の財務諸表の数値を使用して計上していた。	託送資産明細表の設備勘定(有形)及び無形固定資産を算定する際には、期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 託送資産の算定方法 2.
72	託送収支	事業税の算定誤り	地方税法の定めにより算出した収入課税(＝一般ガス導管事業分)の金額を計上すべきところ、誤った算定方法(「ガス製造事業者」又は「小売経過措置料金規制対象事業者」が採用すべき算定方法)による金額を計上していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
73	財務諸表	特別利益の算定誤り	貸倒引当金戻入285千円を特別利益として計上すべきところ、未計上であった。	財務諸表様式第7より貸倒引当金戻入285千円と思われ、特別利益として整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条、第13条
74	託送収支	託送供給関連収益の算定誤り	誤った数値(税引後の託送供給関連部門当期純利益を記載)を用いて前期超過利潤累積額を計上していた。	本記載欄は、税引前託送供給関連部門当期純利益を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (1)
75	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、旧一般ガスみなしガス小売事業者、ガス製造事業者ではないが、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
76	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書の運転資本金額の整理において、退職給付引当金の純増額ではない部分を含めて機能別に配賦し、営業費等を算定している。	退職給付引当金についてはその純増額を控除すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
77	財務諸表	営業費明細表の算定誤り	事業別売上高の誤った数値を用いて営業費振替処理を行ったことから営業費明細表が適正に作成されていない。また、これにより損益計算書も適正に作成されていない。	事業別売上高の適正な数値を用いて営業費振替処理を行い営業費明細表を適正に作成すべきである。	ガス事業会計規則第2条 第4項第4号
78	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の労務費(厚生福利費及び退職手当を除く。)整理において、前年度にも同様の誤りが生じていたにも係わらず、算定の根拠となるデータの十分なチェック体制が取られておらず、不適正な営業費振替処理で算定された営業費明細表の数値を用いていることから、機能別原価項目に整理し算定された供給販売費の託送費用に誤りがある。 これに伴い、一般管理費の整理に於いて、配賦に用いる機能別原価項目金額比が一部誤った供給販売費を用いて算定されていることから、一般管理費の託送費用が誤っている。 また、その他の営業外収益、その他の営業外費用及び特別損失の整理においても、供給販売費及び一般管理費の機能別原価項目金額比を用いて算定しているが、算定の根拠となった供給販売費の託送費用に誤りがあることから不適正な機能別原価項目金額比により算定されている。	前年度に誤りが生じていた算定の根拠となるデータについては、十分なチェック体制を確保し、前年度と同様の誤りは生じないようにすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (1)及び(2)①
79	託送収支	事業税の算定誤り	一般管理費の事業税の整理において、ガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)を兼ねる事業者ではないにも係らず、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって事業税を配賦することは不適正であり、規則改正への対応が十分に検討できていない。	一般管理費の事業税など、規則改正により整理方法に変更があった場合には、規則改正への対応を十分に検討すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (4)
80	託送収支	その他の営業外収益、特別損失の算定誤り	その他の営業外収益の整理において、賃貸物件スイッチングに伴う供給設備等その他社への売却益など附帯事業のLPガス事業における営業外収益を含めて整理した機能別原価項目金額比を算定に用いているため、その他の営業外収益に誤りがある。また、特別損失も誤った機能別原価項目金額比を用いて算定しているため、誤りがある。	賃貸物件スイッチングに伴う供給設備等その他社への売却益など附帯事業のLPガス事業における営業外収益を含めて整理しているが、附帯事業に係る収益は除いて整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3 (3)
81	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の固定資産除却費の整理において、託送費用として特定できるものを含めて固定資産金額比を用いて配賦している。	供給販売費の固定資産除却費の整理において、固定資産金額比を用いて配賦しているが、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (1)及び(2)①
82	託送収支	事業税の算定誤り	課税標準となる収入金額に附帯事業の太陽光売電収入を含んで算定した申告事業税を、事業税と整理している。	課税標準となる収入金額に附帯事業の太陽光売電収入を含んで算定した申告事業税を、事業税と整理しているが、附帯事業相当分の事業税は除くべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (4)
83	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の整理において、過去に発生した埋設廃棄物の処分及び埋め戻し費用を、一般管理人員比を用いて、全てのコストプールに配賦し、その後、コストプール毎に機能別原価項目に展開し、コストプール毎の託送費用を算定しているため、一般管理費の託送費用が適正に算定されていない。	設定しているコストプール毎の業務内容に区分できない費用は、その他業務内容が明らかでない「一般管理」項目に直接区分すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (2)②
84	託送収支	その他の営業外収益の算定誤り	その他の営業外収益の整理において、直接配賦できる貸倒引当金戻入額を含めて機能別原価項目金額比により整理している。	直接配賦できるものについては発生の主たる要因に応じて直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3 (3)
85	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の整理において、事業税を含む租税課金を、土地を含んだ固定資産帳簿価額比を用いて算定していることから一般管理費に誤りがある。附帯事業の固定資産帳簿価額については、毎年度、土地を除いているところ、当年度においては、土地を含んだ固定資産帳簿価額を用いて固定資産帳簿価額比を算定しており、適正に算定されていない。	固定資産帳簿価額比の算定は、適正な土地を除いた固定資産帳簿価額を用いて計算すべきである。また、租税課金の算定は、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (2)②
86	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の整理において、算定に用いる一般管理費に誤りがあること、また、ガス事業に係る費用に事業税が含まれていることから自社託送収益が適正に算定されていない。	ガス事業に係る費用から事業税を除き正しく算定された一般管理費を用いて自社託送収益を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1 (2)
87	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の整理において、ガス事業託送供給収支計算規則改正前の算定方法を用いて事業税を算定していることから事業税が適正に算定されていない。	規則改正後の算定方法を用いて事業税を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (4)

令和２年度ガス事業監査結果

N o.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
88	託送収支	資金運用の算定誤り	資金運用に係る営業外収益の整理において、人員比及び料金収入比を用いて二重に整理している。	資金運用に係る営業外収益の整理は、規則に従い料金収入比で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3 (1)
89	託送収支	雑収入の算定誤り	雑収入の整理において、一般管理費を含まない不適正な機能別原価項目金額比を用いて算定しているため雑収入が適正に算定されていない。また、賃貸借等の事業報酬算定の基礎となった資産から生じたものものではない収益を雑収入としている。	雑収入の整理は、一般管理費を含めた機能別原価項目金額比を用いて適正に算定すべきである。また、賃貸借等の事業報酬算定の基礎となった資産から生じたものものではない収益はその他の営業外収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3 (2)
90	託送収支	特別損失の算定誤り	特別損失の整理において、届出なく規則に拠らない固定資産金額比を用いて算定している。	特別損失の整理は、規則に基づき発生の主たる要因によって直接配賦し、これにより難い場合にあっては機能別原価項目の金額比を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3 (8)
91	財務諸表	建設仮勘定の費用の算出誤り	令和元年度の本支管工事の中にガス事業法で要求されている保安(概略設計、工程管理、竣工検査等の工事の監督に関わるもの)に係る社員の労務費振替を行っていないものがあった。	建設仮勘定に係る費用は適切に算出すべきである。	ガス事業会計規則第5条
92	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
93	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
94	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
95	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
96	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
97	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
98	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
99	託送収支	託送収益の算定誤り	その他託送供給関連収益の算定において、自社需要家に係る社内取引分以外の値を含めて算定していた。	省令に基づき、正しく算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
100	託送収支	託送費用の算定誤り	ガス事業にかかる費用の整理において、ガス事業以外の費用が含まれていた。	省令に基づき、正しく算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
101	託送収支	実績費用の算定誤り	実績費用の算出にあたり、平成29年度の「その他調整額のうち法人税等補正額」の計上がもれていた。	省令に基づき正しく計上する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (3)
102	託送収支	営業外収益(雑収入)、(その他)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われていなかったものが雑収入に計上されていた。また、(その他)への算入もれがあった。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われていないものは「資金運用」もしくは「その他」に適正に整理する必要がある。また、省令に基づき正しく算入する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
103	託送収支	営業外費用(雑支出等)、(その他)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上されていた。また、(その他)への算入もれがあった。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかったものは「資金調達」もしくは「その他」に適正に整理する必要がある。また、省令に基づき正しく算入する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)
104	託送収支	実績費用の算定誤り	実績費用の算定において、直近事業年度1年度分で算定していた。	実績費用は、原価算定期間等の年数に対応した直近3事業年度の合計とする必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)
105	託送収支	実績費用の算定誤り	実績費用の算定において、直近事業年度1年度分で算定していた。	実績費用は、原価算定期間等の年数に対応した直近3事業年度の合計とする必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)
106	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われていなかったものが雑収入に計上されていた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われていないものは「資金運用」もしくは「その他」として整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
107	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上されていた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていないものは「資金調達」もしくは「その他」に整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)
108	託送収支	供給販売費の計上誤り	供給販売費(修繕費)について、地域別に直接配賦するにあたり、誤った地域に配賦していた。	正しく配賦する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
109	財務諸表	勘定科目の分類誤り	事業者間精算費を当期製品仕入高として分類していた。	省令に基づき正しく分類する必要がある。	ガス事業会計規則 別表第1
110	財務諸表	受注工事勘定の整理誤り	内管工事に係る収益を「その他附帯事業売上」として整理していた。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事にかかる損益は適切に受注工事勘定に振り替える必要がある。	ガス事業会計規則 第1 1条
111	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費、消耗品費について、内管工事に関係がない給湯器取付工事や水道工事の費用が含まれていた。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。また、内管工事以外は、その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11 条
112	託送収支	託送資産(建設仮勘定)の計上誤り	供用開始しなかった託送資産の一部を建設仮勘定に計上していなかった。	建設仮勘定に適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2
113	財務諸表	勘定科目の整理誤り	ソフトウェアの保守関係において費用の整理誤りがあった。	供給販売費／賃借料、委託作業費として整理するべきである。	ガス事業会計規則第11 条
114	託送収支	事業税の算定誤り	事業税について、ガス事業売上金額の1.3%を計上していた。	ガス事業収入の9/1000を事業税、事業税の432/1000を地方税として算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
115	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。また、受注工事費用勘定に計上すべきである。	ガス事業会計規則第11 条
116	財務諸表	勘定科目の整理誤り	ガス事業以外の事業(附帯事業)に係る費用を供給販売費／賃借料、委託作業費として整理していた。	ガス事業以外の事業(附帯事業)は供給販売費として整理するべきではない。	ガス事業会計規則第12 条、第13条

令和２年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
117	託送収支	補償料収入の未計上	契約最大払出ガス量の超過があったにもかかわらず、小売供給約款上免責事項に該当し補償料を取らなかったため、補償料収入を計上していなかった。	託送供給約款には免責事項はないので、補償料収入を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(6)
118	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、一部を受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。	ガス事業会計規則第11条
119	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	設備勘定(有形)のガスホルダー及び供給販売設備の直課不能分の算定を誤っていた。	固定資産台帳との突合確認を行い、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
120	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、一部を受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。	ガス事業会計規則第11条
121	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。また、受注工事費用勘定に計上すべきである。	ガス事業会計規則第11条
122	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定における固定資産除却損について、固定資産除却費用の中に撤去費用が含まれていたにもかかわらず控除していなかった。また、減価償却費について、直課分が含まれているにもかかわらず、全額「帳簿価額比」にて配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産除却損及び減価償却費を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
123	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、一部を受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。	ガス事業会計規則第11条
124	託送収支	営業外収益の計上誤り	雑収入及びその他への計上額を誤っていた。	適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3
125	託送収支	託送費用の算定誤り	ガスメーター等の直課すべき経費が、人員比で配賦されていた。	消耗品費(ガスメーター)、通信費(郵送料)、委託作業費(集金検針手数料)、租税課金(料金印紙税、自動車税)、需要開発費(ガス展費用) は直課配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(1)
126	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、一部を受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。	ガス事業会計規則第11条
127	託送収支	供給販売費(保険料)の配賦誤り	主に製造設備を対象とした火災保険について、共通経費に計上し有形固定資産(取得価額)比で供給販売費に配賦していた。	火災保険対象資産額比にて直課配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(1)
128	託送収支	想定原価と実績費用との乖離額の未記載	想定原価と実績費用との乖離額が記載されていなかった。	託送供給収支計算規則に基づき想定原価と実績費用との乖離額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.(6)
129	託送収支	機能別配賦係数の算定誤り	託送収支計算書用業務別人数比(社員比)を誤った比率にて算定していた。	実態どおり業務別人数比(社員比)を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)
130	財務諸表	勘定科目の分類誤り	一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものに限られるが、利益に関連する金額を課税標準とするものを含めていた。(但し、託送収支計算書の一般管理費の事業税については、収入金額を課税標準とする金額のみが適正に計上されている。)	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る)は一般管理費の租税課金に計上すべきである。また、利益に関連する金額を課税標準とするものは損益計算書の法人税等に整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条別表第一
131	財務諸表	勘定科目の分類誤り	一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものに限られるが、利益に関連する金額を課税標準とするものを含めていた。(結果として託送収支計算書の一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものに限られるが、利益に関連する金額を課税標準とするものも含まれていた。)	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る)は一般管理費の租税課金に計上すべきであり、利益に関連する金額を課税標準とするものは損益計算書の法人税等に整理すべきである。また、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条別表第一 ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
132	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、配賦する際に、配賦の根拠となる固定資産金額を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
133	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、配賦する際に、配賦の根拠となる総人員比、固定資産金額比の算定を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
134	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものを計上すべきところ、収入割に係る地方法人特別税額を加算していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条別表第一 ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
135	財務諸表	勘定科目の分類誤り	収入金額を課税標準とする事業税は、一般管理費に整理すべきところ、損益計算書の法人税等に計上されている。(損益計算書の法人税等に計上する事業税は利益に関連する金額を課税標準とするものに限る。)	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る)は一般管理費の租税課金に計上すべきである。	ガス事業会計規則第2条別表第一
136	財務諸表	勘定科目の分類誤り	附帯事業費用に計上すべき小売り電気取り次ぎ費用を供給販売費に計上していた。	ガス事業会計規則に基づき、供給販売費は、ガスの供給販売に直接又は間接に要した費用のみを計上し、ガスの供給販売に要しない費用については附帯事業費用で整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条別表第一、第12条
137	財務諸表	勘定科目の分類誤り	下水道工事移設補償金を修繕工事費と相殺し、修繕費に計上しており、移設補償金を区分して、営業外収益に整理していない。	ガス事業会計規則に基づき、通常の取引以外の取引によって発生した収益のため、営業外収益に整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条別表第一